

福島県産農林水産物の輸入規制措置を行っている国や地域の規制緩和に  
向けた働き掛けの強化を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、国際的に情報発信力の大きい国や地域で当県産農林水産物輸入規制が継続中であり、その輸出量は震災以前と比較して大きく減少している。

当県においては、食の安全確保の取組や検査体制などの情報提供に努めるとともに、これまであらゆる機会を捉え、国に対して、輸入規制を継続している国や地域へ規制解除の働き掛けを継続して行うよう要請してきたところである。しかしながら、当県産農林水産物に対する風評被害は依然として根強く、当県の農林水産業の復興・再生の大きな妨げとなっている。

平成26年度の野菜・果物のモニタリング検査結果においては、2年連続で放射性物質の基準値超過がなく、また、平成26年産米の全量全袋検査でも基準値超過はないことから、安全で優れた当県の農林水産物の積極的な輸出促進に取り組むべきである。

よって、国においては、当県産農林水産物の安全確保の取組状況などを諸外国に向けて積極的に発信するとともに、当県産農林水産物の輸入規制措置を行っている国や地域の規制緩和に向けた取組の強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
農 林 水 産 大 臣  
経 済 産 業 大 臣

福島県議会議長 齋藤勝利